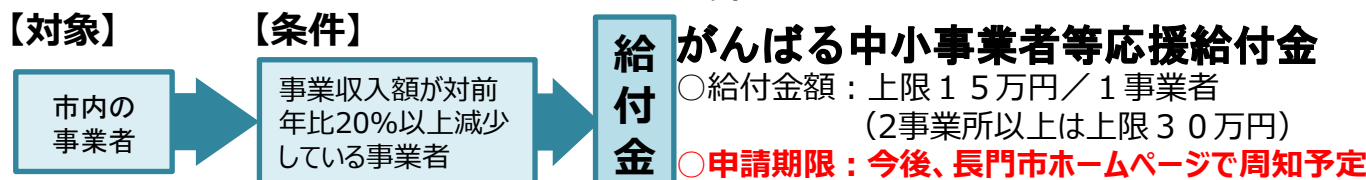


長門市新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策 一覧

この一覧は令和3年4月19日現在の長門市が発表した緊急経済対策をまとめたものです。
最新の情報は長門市ホームページ等でご確認ください。

1. がんばる中小事業者を応援（がんばる中小事業者等応援給付金）

収入減少する中であっても、前向きに経済活動に取り組む市内事業者を支援します。



2. 中小事業者等を支援（中小事業者サポート事業・感染症対策継続支援事業）

ポストコロナ・ウイズコロナ時代に対応する市内事業所の事業再構築を支援します。

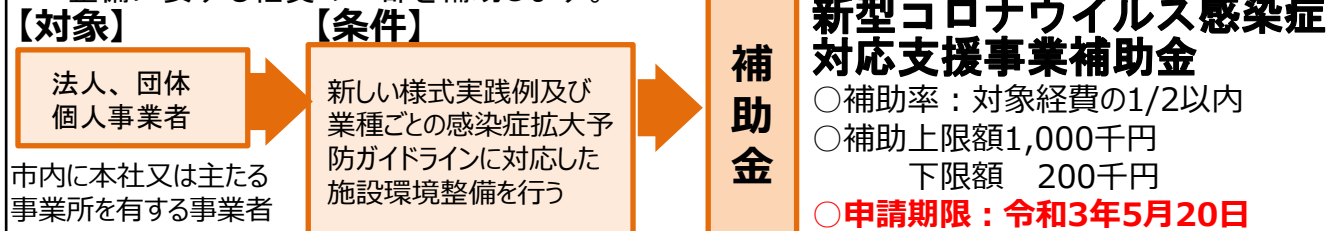
◆中小事業者サポート事業

国の事業を活用し、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等に取り組に係る経費について、市単独で嵩上げ補助します。



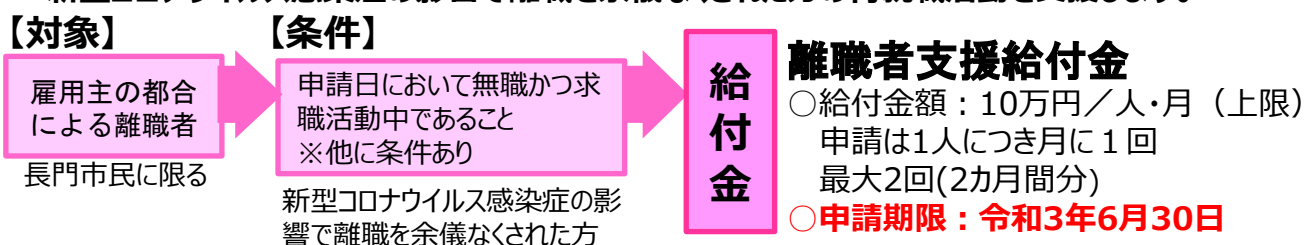
◆感染症対策継続支援事業

新しい生活様式実践例や業種ごとの感染症拡大予防ガイドラインに対応した施設環境の整備に要する経費の一部を補助します。



3. 雇用を守る（雇用維持対策事業）

新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた方の再就職活動を支援します。



問い合わせ先・提出先

- がんばる中小事業者等応援給付金
 - 中小企業等事業再構築促進事業費補助金
 - 離職者支援給付金
- 長門市 産業戦略課 商工物産振興班 (TEL:0837-23-1136)
- 新型コロナウイルス感染症対応支援事業補助金
- 長門市 産業戦略課 戦略マネジメント班 (TEL:0837-23-1177)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者へ

がんばる中小事業者等応援給付金

長門市では、市内事業者の事業継続と雇用維持を図ることを目的とし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し事業継続意欲を保持するための支援策としてがんばる中小事業者等応援給付金を給付します。

給付額

15万円
(上限) ※

※ただし、年間事業収入の減少の差を上限とし、千円未満は切り捨てとする。

※2事業所以上の場合は、上限30万円。

◆事業対象要件

- (1) 現在、生計の主となる事業（農林水産業を含む）を自ら営んでいる事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、令和2年の事業総収入が令和元年と比較して20%以上減少している市内全ての事業者
- (3) 市内に住所を有している個人、または事業所の所在地を有している法人
- (4) 市からの運営費相当の補助金が交付されている団体でないこと
- (5) 市の指定管理を主たる業務とする団体でないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- (7) 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと

◆申請方法

がんばる中小事業者等応援給付金交付申請書兼請求書
※市のホームページからダウンロードできます

◆申請期間

令和3年4月19日（月） ～ ※申請期限は、後日ホームページでお知らせします

◆添付資料

- (1) 令和元年、令和2年の確定申告書等の写し（個人事業者）
- (2) 事業収入の合計額が減少している事実を証する書類（損益計算書、法人事業概況説明書）
- (3) 市内での営業実績実態が確認できる書類
- (4) 複数の事業所（店舗）等を有する事業者については、事業所一覧表（任意様式）
- (5) 個人事業者の場合、本人確認書類の写し（運転免許証、パスポートの写しなど）
- (6) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

【問い合わせ先・提出先】

長門市経済観光部産業戦略課商工物産振興班（☎0837-23-1136）
〒759-4192 長門市東深川1339番地2

中小企業等事業再構築促進事業

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の事業再構築を支援することで、長門市の経済構造転換を促すことを目的とします。

コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とし中小企業等の挑戦を支援します。

◆申請要件

- (1) 売上が減少している
- (2) 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組む
- (3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

◆事業対象者

国庫補助事業である「中小企業等事業再構築促進事業」の決定を受けた中小企業等

◆補助率

国庫補助事業である「中小企業等事業再構築促進事業」の事業者負担分に相当する額の1/2を補助

◆申請書類

長門市商工業振興対策事業費補助金交付申請書

申請期限

令和3年7月頃予定

◆添付資料

- (1) 国庫補助事業「中小企業等事業再構築促進事業」に係る申請書の写し
- (2) 国庫補助事業「中小企業等事業再構築促進事業」に係る交付決定通知書の写し
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書

【問い合わせ先・提出先】

長門市経済観光部産業戦略課商工物産振興班（☎0837-23-1136）
〒759-4192 長門市東深川1339番地2

新型コロナウイルス感染症対応支援事業補助金

《感染症対策継続支援事業》

長門市では、新型コロナウイルス感染症との伴走期が長期化する中で、「新しい生活様式」実践例や業種ごとの感染症拡大予防ガイドラインに対応した施設環境の整備に要する経費の一部を補助金として交付します。

●新規事業の展開
(新規オンラインシステム構築等)

●キャッシュレス化
(接触機会を減らす)

●アクリル板の設置
(座席の間隔確保)

●換気の徹底



1. 補助対象者(1事業者1申請)

補助金の交付対象となる事業者は、次の各号のすべてに該当する者としてします。

- (1) 本市に本社若しくは主たる事業所または住所を有する法人、団体、個人事業者
- (2) 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に掲げる収益事業を営み所得税の申告を行っている法人、団体、個人事業者
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している法人、団体、個人事業者
- (4) 市税の滞納がない法人、団体、個人事業者
- (5) 長門市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等でない者

2. 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当する事業としてします。

- (1) 「新しい生活様式」実践例や業種ごとの感染症拡大予防ガイドラインに対応した施設環境を整備する事業
- (2) 令和3年4月1日以降に開始した事業
- (3) 令和4年3月31日までに完了する事業

【例】

- 接客時における飛沫及び接触感染予防への支援
 - ・入口から出口まで安全に過ごせる環境の整備
自動検温器、自動消毒器、ビニールカーテン、パネル等の設置
パーテーション設置等の工事
 - ・非接触型決済の整備
自動券売機、注文機等の設置
キャッシュレス決済システムの導入
 - コロナ禍における新規事業展開への支援
 - ・新規オンラインシステム構築等
- (注) 汎用性のあるPC及びタブレット端末は対象外

3. 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	補助率
工事請負費、備品購入費、原材料費、委託料、その他必要があると認められる経費	○補助対象経費：2分の1以内 ○補助上限額 1,000千円、下限額 200千円 ※算出した補助額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とします。 ※消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象外となります。 ※予算の関係上、補助対象経費について補助額の満額を補助できない場合があります。

4. 募集方法/提出先

応募期間：令和3年4月19日(月)から5月20日(木) 午後5時必着

※郵送の場合は5月20日(木)消印有効

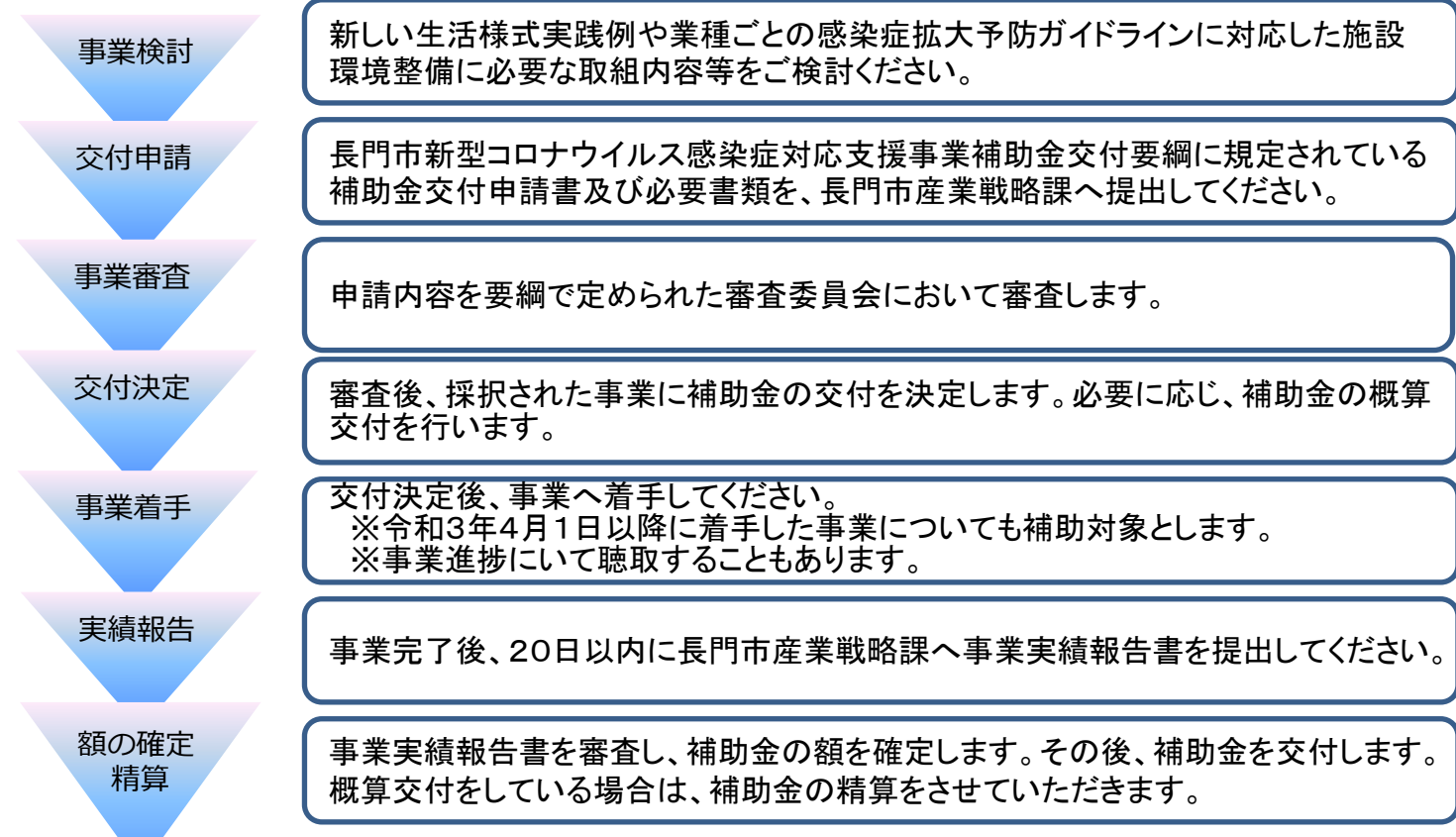
■受付時間：土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

■提出先：〒759-4192 長門市東深川1339番地2
長門市役所経済観光部産業戦略課(本庁舎2階14番)

■提出方法：メール、郵送、持参

申請の流れについては、裏面へ

申請から事業実施までの流れ



事業の評価基準

審査項目	
必要性	新型コロナウイルス感染症による影響の度合い。
	補助金を真に必要とする事業か。
	新型コロナウイルス感染症対策に必要なものか。
新規性	新型コロナウイルス感染症による影響に伴い新たに実施する事業か。
	「新しい生活様式」実践例や業種ごとの感染症拡大予防ガイドラインに適合する事業か。
計画性	自らが企画・立案し、主体的に取り組む事業か。
	事業の実現性や効果の発現性が高く、速やかな実施が可能か。
継続性	今後1年以上引き続き事業を継続する意思があるか。
効果	新型コロナウイルス感染症による影響に対して効果が高い事業か。
	波及効果等地域経済に好影響を与えうるか。

提出書類

時点	提出書類
交付申請時	○交付申請書(別記様式第1号) ○事業計画書(別記様式第2号) ○収支予算書(別記様式第3号) ○法人登記事項証明書(法人のみ(写し可)) ○定款(法人・団体の場合のみ(写し可)) ○所得税申告書の写し(団体のみ) ○本事業で対応しようとするガイドライン ○その他市長が必要と認める書類
事業完了後	○実績報告書(別記様式第7号) ○事業報告書(別記様式第8号) ○収支決算書(別記様式第9号) ○経費の支払を証する書類(領収書等) ○事業実施成果を証する資料(写真等) ○その他市長が必要と認める書類

※補助金に係る詳細については、市ホームページに掲載する募集要項をご覧ください。

お問い合わせ

長門市経済観光部産業戦略課

TEL:0837-23-1177 FAX:0837-22-8458

mail senryaku@city.nagato.lg.jp

URL:<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/13/31556.html>



離職者支援給付金

長門市では、新型コロナウイルス感染症の影響で、離職や雇い止めとなった方に、再就職に向けた活動を支援するため、離職者支援給付金を給付します。

給付額
10万円
(上限) ※

※給付金の額は、離職の日の属する直近3箇月間の賃金を平均して算出したもの（その額に、1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。）か、上限額10万円のいずれか低い額です。

※申請はお一人につき月に1回、最大2回（2か月間分）まで。

《対象要件は以下のすべての条件を満たす方です》

令和3年1月7日から申請日までに離職し、かつ申請日において求職活動を継続しているにも関わらず、再就職に至っておらず、無職である。

離職となった事業者等の代表者が、申請者と生計を一つにする配偶者や親族ではない。

令和3年1月7日から申請日まで引き続いて、長門市内に住所を有している。

生活保護を受給していない。

原則、離職の日までに6か月以上、同一の事業者等に雇用されている。

申請者もしくは申請者と同居する親族等が、暴力団等反社会的勢力ではない。

《手続き方法について》

市産業戦略課商工物産振興班まで申請書様式（別記様式第1号）及び添付資料を提出してください。

【申請期限：令和3年6月30日】

審査の結果、書類の不備がなく要件に該当する場合、指定の口座に給付金を振込みます。

※6月中に初回の申請を行った方に限り、2回目の申請を7月末まで受け付けます。

※要件確認のために、申請者ならびに官公署、離職先事業所等へ連絡することがあります。

添付資料

1. 離職の日、離職事由及び求職活動の事実の確認書類（雇用保険受給資格者証等）の写し
2. 離職の日の属する直近3箇月間の給料を確認することができる書類の写し
3. (1)及び(2)がない場合は、離職の日、雇用期間、雇用形態及び給料の額が分かる任意の証明書並びに求職活動の事実確認書類（求職申込書、ハローワーク受付票など）の写し
4. 申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）の写し
5. 振込先を確認することができる申請者名義の預貯金口座番号等がわかるもの（通帳等）の写し

【問い合わせ先・提出先】

長門市経済観光部産業戦略課商工物産振興班（☎0837-23-1136）

〒759-4192 長門市東深川1339番地2